

決 裁	会 長	事 務 局	



建管第132号

令和2年(2020年)4月21日

別紙 1

北海道建設部長



建設業者団体の長 様

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

日頃から、本道の建設行政の推進に御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、道では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、4月17日に緊急事態措置として、道民への外出自粛要請等を行ったことから、建設業許可申請等については、当面の間、受付方法等を次のとおり変更します。

つきましては、貴団体の建設業者に対し、次の対応について周知いただきますよう、御配慮をお願いします。

記

1 当面の間、郵送による受付とする手続き

- (1) 建設業許可申請・届出(決算報告含む)
- (2) 経営事項審査申請
- (3) 解体工事業登録申請
- (4) 浄化槽工事業登録申請
- (5) 特例浄化槽工事業届出
- (6) 住宅瑕疵担保履行法に係る届出
- (7) 建設機械抵当法に係る申請

2 留意事項

- (1) 建設業許可申請・届出及び経営事項審査申請の郵送に当たっては、別紙「送付票」に必要事項を記入の上、提出書類と合わせて郵送願います。
- (2) 申請書等で原本確認が必要な書類については、今回に限り、写しで対応します。
- (3) 郵送に当たっては、簡易書留などの配達状況を追跡できる方法で提出することを推奨します。また、副本返却用の返信用封筒(宛名記載・簡易書留分の切手貼付)を同封いただくようお願いします。
- (4) 受付方法の変更等により、審査に要する期間が長くなる場合がありますので、予めご了承ください。
- (5) 詳細は、所管する振興局の建設指導課土木係(石狩は審査指導係)にお問い合わせください。

3 閲覧所

閲覧方法や開所時間に変更になる場合がありますので、各振興局のホームページを御確認ください。

(建設政策局建設管理課建設業係)